

岩手県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営吉浜地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成29年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所在	地番	地目	用途	地積	特に減じる地積
				m ²	m ²
大船渡市三陸町吉浜字沖田	6番7	田	田	396	313
〃	6番8	〃	〃	416	232
〃	52番4	〃	〃	388	344.58
〃	54番8	〃	〃	281	141
大船渡市三陸町吉浜字川原	82番2	〃	〃	272	13
〃	96番2	〃	〃	758	451.26
〃	115番	〃	〃	472	78
〃	290番1	〃	〃	446	138
〃	293番	〃	〃	534	249
大船渡市三陸町吉浜字中井	67番1	〃	〃	1,659	329
大船渡市三陸町吉浜字横石	1番1	畑	畑	2,131	1,340
〃	145番1	田	田	472	59

2 換地を定めない土地の所在等

所在	地番	地目	用途	地積
				m ²
大船渡市三陸町吉浜字沖田	1番7	田	田	704
〃	2番1	〃	〃	295
〃	3番16	宅地	宅地	123.03
〃	5番7	田	田	715
〃	5番8	〃	〃	768
〃	5番9	〃	〃	567
〃	6番1	〃	〃	228
〃	8番12	〃	〃	191
〃	8番13	〃	〃	132
〃	27番4	〃	〃	766
〃	28番3	〃	〃	466
〃	28番4	〃	〃	301
〃	38番3	〃	〃	48
〃	54番7	〃	〃	550
大船渡市三陸町吉浜字川原	22番3	〃	〃	91
〃	22番4	〃	〃	284

〃	22番 5	〃	〃	300
〃	22番 6	〃	〃	340
〃	23番 2	〃	〃	245
〃	23番 4	〃	〃	472
〃	25番 1	〃	〃	629
〃	25番 5	〃	〃	287
〃	57番 2	〃	〃	4.13
〃	79番 1	〃	〃	901
〃	79番 2	〃	〃	778
〃	79番 3	〃	〃	752
〃	79番 4	〃	〃	367
〃	95番 6	〃	〃	767
〃	113番	〃	〃	505
〃	114番	〃	〃	457
〃	227番	〃	〃	374
〃	228番 1	〃	〃	266
〃	228番 2	〃	〃	227
〃	282番 1	〃	〃	393
大船渡市三陸町吉浜字中井	22番 1	〃	〃	127
〃	24番 1	〃	〃	333
〃	24番 2	〃	〃	337
〃	24番 3	〃	〃	223
大船渡市三陸町吉浜字横石	21番 1	〃	〃	1,949
〃	21番 2	〃	〃	79